

11回農業委員会総会(令和7年2月20日)HP用

事務局

(阿久津 正樹)

皆様おはようございます。17日の「農林業新聞」によりますと、農林業就業者が激減ということで、70年前の1割しかいないそうです。現在180万人しかいないという事で、非常に嘆かわしい状況なのですが、那須町だけ見ると、令和5年度は親元就農0だったのですが、今年度(令和6年度)は3名の方が親元就農されました。また、国の補助金が出る制度があるのですが、新規認定就農者という方がご夫婦で那須町に入って来られて、稲沢の方でネギ(白美人)を作っていくという事です。那須町にとっては少し明るいホットな話題だと思います。

さて、只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第11回農業委員会総会を開会致します。

では会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

みなさん、おはようございます。第5波の寒波がきて寒いということです。山にもたくさんの雪が降って那須山が輝いている時期です。山にはたくさん雪が降っていますが、地元では雨不足で野菜の育ちも悪いとか水田に使う溜池の水が全然増えないとかということで、溜池で水を使う人たちは不足してしまうのではないかなという話があります。また、コメの価格が高等して毎日テレビで価格の話をしていますが、消費者目線だけの話で高い高いという話ばかりで、生産者目線の生産機の話や流通の話等ももっと報道して頂ければ消費者の方に高い理由なども理解してもらえるのではないかなと思っております。

また、水張水田も令和7年度8年度については連作障害を回避する処置をした者は水張しなくてもよいということですが詳細はわかっておりません。令和9年度以降は水張をしなくてよいということになっていますが、こちらも詳細はわかっていません。

飼料用作物でトウモロコシ等の作付けの推進ということでやっていますので、水張をやれば、湿害等が起きて作況が悪くなるという事もあって水張は無くなったのだと思います。

新年度になって制度の細かいところがいろいろと新たに出てくると思いますが、皆さんとともに勉強しながら、新しい計画・事業を推進していきたいと思っております。

本日は第7号議案までであるということですので、最後まで慎重審議で宜しくお願いいたします。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長 (高久 和司)
それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。
2番・和知伸子委員、5番・大平康市委員の2名をご指名致します。宜しくお願いします。

—議案第1号 那須農業振興地域整備計画の変更について—

議長 (高久 和司)
それでは、これより審議に入ります。
それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。
議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)
それでは2頁をお開き下さい。議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」は、1番、2番の2件でございます。
これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和7年1月31日付けで那須町長から農業委員会に対し意見聴取があったものでございます。
除外が2件の農用地区域の変更申出書が提出されております。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)
事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「農用地区域の変更申し出(除外)の1番」について、担当委員が私ですので、私から調査の報告を致します。

12 (高久 和司)
議案第1号番号1について調査の報告を申し上げます。
変更区分:除外 高久甲〇〇
用途区分:台帳 畑、現況 畑
面積:××㎡の内××㎡
申出者:高久甲〇〇 Aさん・Bさん
変更理由:一般住宅用地(土地所有者 Cさん)
土地基盤整備事業との関連はございません。

総合意見: 申請人は現在妻の父と一緒に実家で生活していますが、妻の妊娠、出産等で手狭になるため、住宅を建設することとなりました。実家の近くで農地へのアクセスも良いということで申請されております。××㎡余りありますが、農機具等の車庫と駐車スペースを考えての面積ということです。
やむを得ない申請であると見て参りました。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺いします。
10	(佐藤 秀明) 所有者と申請者が親子関係です。やむを得ない申請であると見てまいりました。担当委員の報告に同意を致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの聲がございますので、お諮り致します。 「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の1番について、承認することにご異議はございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番について承認することに決定致します。 次に2番について、担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願い致します。
7	(渡辺 毅) 議案第1号番号2について、調査の報告を申し上げます。 変更区分:除外 高久丙〇〇 計×筆 用途区分:台帳 畑・畑、現況 畑・雑種地 面積:××㎡の内××㎡ 申出者:茨城県〇なる Dさん 変更理由:観光農園施設用地(事務所・駐車場等) (土地所有者 Eさん) 土地基盤整備事業との関連はございません。 総合意見: 申請地は数年前より「Fガーデンオートキャンプ場」として運営しておりましたが、現オーナーが高齢で施設を手放したいとの意向により今回の事業主が譲り受けて新たに観光農園施設を建設するものであります。 申請地は違反転用の状況ではありますが、既存施設の撤去を含め今回の事業により適法化しつつ且つ、これまでの違反状態が是正されるものでありますので、やむを得ない申請であると思われます。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺いします。

10	(佐藤 秀明) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますので、お諮り致します。 「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の2番について、承認する事にご異議はございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、2番について承認する事に決定致します。
—議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について—	
議長	(高久 和司) 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(渡邊 達也) 4頁をお開き下さい。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番、2番の2件でございます。 これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。
9	(平山 貴典) 議案第2号番号1についての報告を申し上げます。

(譲渡人)高久甲〇〇 Gさん

(譲受人)高久甲〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)過去に互いの所有地を整理するために交換登録をしたが、整理から漏れてしまった為

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は記載の通りです。

総合意見: 当該地は過去に互いの所有地を整理するために交換登記をしたが、整理から漏れてしまっていた為、登記がされていませんでした。今回、畑地化をする為に調べたところ出てきた案件とのことです。過去に口頭で交換はしていたのですが、今回新たに出てきたということで、××万円を払って和解するという形にしたそうです。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について担当委員の渡邊文夫委員、調査の報告をお願い致します。

11 (渡邊 文夫)

議案第2号番号2について調査の報告を申し上げます。

(譲渡人)芦野〇〇 Iさん

(譲受人)芦野〇〇 Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)1つの圃場内にある2人の所有名義を単独所有名義にするため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見：申請地は前所有者であるKさんより3年前に経営規模拡大の目的で譲渡人が売買により取得した土地です。しかし当該地は細長い形状である為、トラクター等の大型農業機械では耕作しずらく効率も悪いという状況でした。今回、当該地に隣接する譲受人が農地法改正により売買による取得をして、畦畔を無くして1枚の田として利用したいとの事であります。1枚にすることで作業効率も上がり、好ましい申請であると見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (平山 貴典)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (高久 和司)

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請(30a超)について」を議題と致します。

事務局より説明を願います。

事務局 (渡邊 達也)

5頁をお開きください。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a超)について」は1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

1 (磯 由起子)

議案第3号番号1について調査の報告を致します。

(申請人)豊原甲〇〇 Lさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りでございます。

地目:登記 畑 現況 畑

農地区分:第2種

転用の事由:現在の住宅の老朽化が進み、古い構造で住みにくいため、申請地に家を新築したい

転用の概要:一般住宅用地 建設面積 $\times\times\text{m}^2$

資金計画:建物建築費 $\times\times$ 円 土地諸経費 $\times\times$ 円

建物諸経費 $\times\times$ 円 銀行諸経費 $\times\times$ 円 合計 $\times\times$ 円

自己資金及び借入金

総合意見:現在の住宅は老朽化が著しいため、自宅近くの申請地に家を新築したいとの事でございます。

若い方が部落内に住み続けてくれる事はとても有難く好ましい案件として見て参りました。以上でございます。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (平山 貴典)

担当委員の意見に同意致します。補足説明は事はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番について許可とすることにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番について許可することに決定致します。 —議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について—
議長	(高久 和司) 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(渡邊 達也) 7頁をお開き下さい。 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番の1件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願い致します。
5	(大平 康市) 議案第4号番号1について調査の報告を致します。 (貸人) 寺子乙〇〇 Mさん (借人) 寺子乙〇〇 Nさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません 農地区分:第2種 転用の事由:現在の住宅は老朽化しているため、隣接する申請地に家を新築したい 使用貸借権の設定) 期間:許可の日から20年間 転用の概要:一般住宅用地 建築面積 ××㎡ 資金計画:土地造成費 ××円 建築費 ××円 その他諸経費 ××円 計 ××円 全額借入金 総合意見: 申請人は現在の住宅に母親と子供2人の5人家族で住んでいます。実家では手狭になり隣接する農地に住宅を建築するものです。将来は高齢の母を介護するためにも申請地を選定しました。やむを得ない申請であると思います。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9	(平山 貴典) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
8	(林 武信) 参考までにお聞きしたいのですが、貸人と借人は関係があるのですか。
5	(大平 康市) 親子関係です。
8	(林 武信) わかりました。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番について許可することに決定致します。 —議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)について—
議長	(高久 和司) 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(渡邊 達也) 9頁をお開き下さい。 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)」につきましては、1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)の1番」について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願い致します。

9 (平山 貴典)

議案第5号番号1について調査の報告を致します。

(賃貸人)高久甲〇〇 Oさん

(賃借人)高久甲〇〇 有限会社 P 代表取締役 Qさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第1種

転用の事由:賃借人は砂利採取販売業を営んでおり、砂利プラントから近距離に位置する当該農地で砂利を採取するために一時転用したい

貸借権の設定) 期間:許可の日から1年間

転用の概要:砂利採取用地

資金計画:借地代 ××円 搬出運搬費 ××円 工事費 ××円

事務費 ××円 計 ××円 全額自己金

総合意見: 賃借人は砂利採取販売業を営んでおり、砂利プラントから近距離に位置する当該農地で砂利を採取し、1年間の一時転用後、農地に復元するものであり、やむを得ない申請であると思われます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の1番」について、許可相当とする事にご異議
ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番については許可相当とし、栃木県農業会議ネットワーク機構に意見聴取致します。

—議案第6号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第5号「非農地証明願」についてを議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

11頁をお開き下さい。
議案第6号につきましては、「非農地証明願について」1番から3番の3件でございます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「非農地証明願」の1番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。

3 (薄井 久志)

議案第6号番号1について、調査報告を致します。

(願出人) 梓〇〇 Rさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者: Rさん

利用状況: 昭和50年から宅地として利用している

総合意見: 申請地は50年前より宅地として使用しています。願出人は建設会社を経営しており、駐車場兼倉庫として使用しており、まさしく非農地として確認して参りました。

尚、申請地は12月総会に於いて現地調査を実施しております。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長	(高久 和司) 異議なしと認め、証明することに決定致します。 次に「非農地証明願」の2番について、担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願いします。
7	(渡辺 毅) 議案第6号番号2について、調査報告を致します。 (願出人)高久丙〇〇 Sさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Sさん 利用状況:30年前から耕作しておらず、山林化し、現在に至る 総合意見: 当該地は隣に水路があり、大雨の度に土砂が流れ込み、耕作が困難となり30年前から放置されてきました。現在は篠やぶと化しており、非農地として確認しました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
10	(佐藤 秀明) 担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。 次に「非農地証明願」の3番について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。
9	(平山 貴典) 議案第6号番号3について、調査報告を致します。 (願出人)那須塩原市〇〇 相続財産清算人 弁護士 Tさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:(亡)Uさん 相続財産 利用状況:不耕作地として20年以上経過し、山林原野化し、現在に至る

総合意見：当該地は不耕作地として20年以上経過し、現在は山林原野化しています。所有者は既に死亡しており、現在は相続財清算人が管理している為、やむを得ない申請であると思われます。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございますか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の3番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、3番について証明することに決定致します。

—議案第7号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (高久 和司)

議案第7号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

事務局の説明の前に、1番については渡辺毅委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により暫時退席となります。

— 渡辺毅委員 退席 —

議長 (高久 和司)

それでは、まず1番について事務局より説明願います。

事務局 (阿久津 正樹)

13頁をお開き下さい。

議案第7号「農用地利用集積計画の要請」について、1番についてご説明致します。

1番

設定者:Vさん
被設定者:Wさん
土地の所在:寺子丙 計×筆
地目:田
面積:計××m²
利用権の種類:賃借権
内容:田
設定期間:令和7年3月1日～令和10年2月28日
対価:現物(玄米) 総量××kg
再設定

宜しくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)
事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
ご意見、ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)
質問なしの声がございますのでお諮り致します。
「農地利用集積計画の要請の1番」について、要請することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)
異議なしと認め、1番について要請することに決定致します。

— 渡辺毅委員 着席 —

議長 (高久 和司)
次に、2番以降について事務局より説明願います。

事務局 (阿久津 正樹)
引き続き「農地利用集積計画の要請」の2番から21番の20件についてご説明致します。

2番

設定者:Xさん
被設定者:Yさん
土地の所在:豊原甲 計×筆
地目:田
面積:計××m²
利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和12年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

3番

設定者:Zさん

被設定者:aさん

土地の所在:高久甲 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:飼料畑

設定期間:令和7年3月1日～令和12年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

4番

設定者:bさん

被設定者:株式会社c 代用取締役 dさん

土地の所在:高久丙 計×筆

地目:畑

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:普通畑

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

5番

設定者:eさん

被設定者:fさん

土地の所在:豊原甲 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

再設定

6番

設定者:gさん

被設定者:有限会社h

土地の所在:寺子乙 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

7番

設定者:iさん

被設定者:有限会社h

土地の所在:寺子乙

地目:田

面積:××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和12年2月28日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

8番

設定者:jさん

被設定者:kさん

土地の所在:芦野 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

9番

設定者:lさん

被設定者:kさん

土地の所在:芦野 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

10番

設定者:mさん

被設定者:株式会社 n

土地の所在:豊原 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和12年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

11番

設定者:oさん

被設定者:株式会社 n

土地の所在:富岡 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

現物(玄米) 総量××kg ※1袋××円換算

新規設定

12番

設定者:pさん

被設定者:qさん

土地の所在:稲沢

地目:田

面積:××m²

利用権の種類:賃借権

内容:普通畑

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
新規設定

13番

設定者:rさん

被設定者:pさん

土地の所在:稲沢

地目:田

面積:××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
新規設定

14番

設定者:sさん

被設定者:tさん

土地の所在:豊原甲 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

15番

設定者:uさん

被設定者:tさん

土地の所在:豊原甲 計×筆

地目:田

面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

16番

設定者:vさん

被設定者:tさん
土地の所在:豊原甲 計×筆
地目:田
面積:計××m²
利用権の種類:賃借権
内容:田
設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日
対価:現物(玄米) 総量××kg
新規設定

17番
設定者:wさん
被設定者:xさん
土地の所在:高久甲 計×筆
地目:田
面積:計××m²
利用権の種類:賃借権
内容:田
設定期間:令和7年3月1日～令和12年2月28日
対価:現物(玄米) 総量××kg
新規設定

18番
設定者:yさん
被設定者:xさん
土地の所在:高久甲 計×筆
地目:田
面積:計××m²
利用権の種類:賃借権
内容:田
設定期間:令和7年3月1日～令和12年2月28日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
現物(玄米) 総量××kg
新規設定

19番
設定者:pさん
被設定者:qさん
土地の所在:稲沢 計×筆
地目:田
面積:計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:普通畑

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

20番

設定者:yさん

被設定者:zさん

土地の所在:稲沢

地目:田

面積:××㎡

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

21番

設定者:④さん

被設定者:pさん

土地の所在:稲沢 計×筆

地目:畑、田

面積:計××㎡

利用権の種類:使用貸借権

内容:田、普通畑

設定期間:令和7年3月1日～令和17年2月28日

新規設定

以上ご報告致します。

よろしくご審議の程お願い申し上げて説明を終わります。

議長

(高久 和司)

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

5

(大平 康市)

15頁なのですが、被設定者の(株)nの経営状況で、畑の下に括弧書きで個人面積とありますが、これは田と畑とのこういった説明になるのでしょうか。

事務局

(渡邊 達也)

	10番の(株)ですが、法人化はされてはいるのですが、実際の農地の所有者はあくまでも個人で所有していますので、(株)としては持っていないということになります。
5	(大平 康市) では、田んぼも畑も個人所有ということですか。
事務局	(渡邊 達也) 今現段階では、個人所有ということになっております。
5	(大平 康市) そういう明記なのですね。畑だけが個人所有なのかと思い質問させて頂いたのですが。
事務局	(渡邊 達也) 所有地は全て㊸さん個人の名義です。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
1	(磯 由起子) 13頁の4番ワイナリーなのですが、661で㊿さんが始めたワイナリーなのですか。
事務局	(阿久津 正樹) 別のものになります。場所が、元の㊾牧場の十字路から〇〇方面へ行きまして、すぐの所にbさんのご自宅がございます。その隣の農地を借りているということです。ワイナリーとなっていますが、実際に作っているのはトマトになります。
1	(磯 由起子) わかりました。ありがとうございます。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農用地利用集積計画の要請について」2番から21番を要請することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、要請する事に決定致します。 これをもって全議案の審議が終了致しましたので、令和6年度第11回農業委員会総会を閉会いたします。

--	--	--